

新成人は狙われる!?

2022年4月1日以降は、**18歳から成人**になります。

消費者トラブルに
気を付けて!

エステ
契約

無料体験だけ
のつもりが
ローンで契約



副業
サイト



簡単に稼げるはずが
儲からない!

マルチ
取引

友達誘って
金儲けなんて...
それってビジネス!?



定期
購入

1回だけ
のつもりが
毎月届いて山になる



契約をするとき、気を付けたいポイント!

- その場で決めないで、内容をよく確認・理解してから契約しましょう。
- クレジット契約やローン契約を安易に勧める事業者には注意しましょう。
- 人を誘って簡単にもうかる話はありません! 誘われたら断りましょう。
- 「あなただけ特別」「今だけ無料」などの甘い言葉には注意しましょう。
- ネット上で知り合った人を、簡単に信用してはいけません。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。返品条件など内容確認を忘れずにしましょう。

困ったときは「消費者ホットライン」☎**188**へ電話
お近くの消費生活センターにつながります。

坂東市消費生活センター
直通電話 ☎0297-36-2035

相談時間 平日午前9時～正午・午後1時～午後4時まで
場所 坂東市役所 2階 消費生活相談室